

【概要版】

第5期渋川市障害者計画・
第6期渋川市障害福祉計画・
第2期渋川市障害児福祉計画



令和3年3月

渋川市

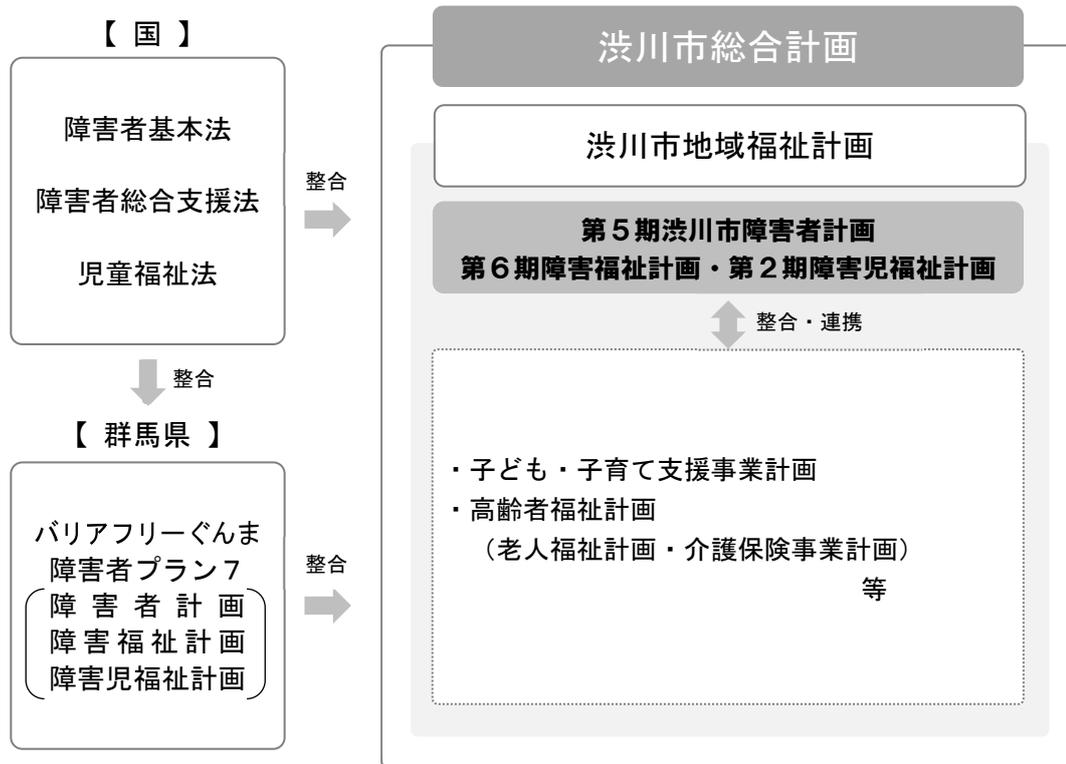
1 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

- 近年、障害のある人の高齢化と障害の重度化が進む中で、障害福祉のニーズはますます複雑多様化しており、障害のある人すべてが、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支えあいながら暮らすことができる「共生社会の実現」が求められています。
- 高齢福祉、子ども・子育て支援等に関する各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現が求められています。
- 昨今、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とされる状況もみられるため、年齢を重ねた人も多様な生活課題を抱えた人も総合的な支援を受けやすくする必要が生じてきています。
- 本市の障害者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和3年度を初年度とした第5期渋川市障害者計画・第6期渋川市障害福祉計画・第2期渋川市障害児福祉計画（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

- 障害者計画は、本市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体、事業者、市（行政）が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけています。
- 障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障害のある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。



3 計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害等があるために日常生活または社会生活を営む上で何らかの制限を受ける人や不自由な状態にある人を計画の対象とします。

4 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。また、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		澁川市障害者計画 (第4期)	澁川市障害者計画 (第5期)		
		澁川市障害福祉計画 (第5期)	澁川市障害福祉計画 (第6期)		
		澁川市障害児福祉計画 (第1期)	澁川市障害児福祉計画 (第2期)		

5 基本理念

障害者基本法第1条では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが同法の目的である旨を規定しています。

第2次渋川市総合計画では、まちの将来像として「やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまち」を掲げ、その実現のため障害福祉分野においては、全ての人が互いを尊重し、共に生きる社会の実現を目指すとともに、障害のある人が積極的に社会参加できるよう、一人ひとりのニーズに合った適切な支援の充実を図ることを位置づけており、渋川市障害者計画にも受け継がれている理念でもあります。

本計画においても、前計画の基本理念を引き継ぎ、「すべての人がお互いを尊重し、共に生きる社会の実現」を目指します。

基本理念 すべての人がお互いを尊重し、 共に生きる社会の実現

基本目標

- (1) 理解とふれあいに満ちた共生社会の実現
- (2) 一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育
- (3) 障害のある人がいきいきと参加しているまちづくり
- (4) 支え合い、共に生きるまちづくり
- (5) 健やかで安心して暮らせる保健・医療
- (6) 人にやさしい快適なまちづくり

基本的な取り組み姿勢

- (1) 障害のある人への理解の促進
- (2) 障害のある人本人の自己決定を尊重
- (3) 社会参加しやすい環境整備
- (4) 障害福祉サービス等の充実

6 施策の体系

■障害者計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

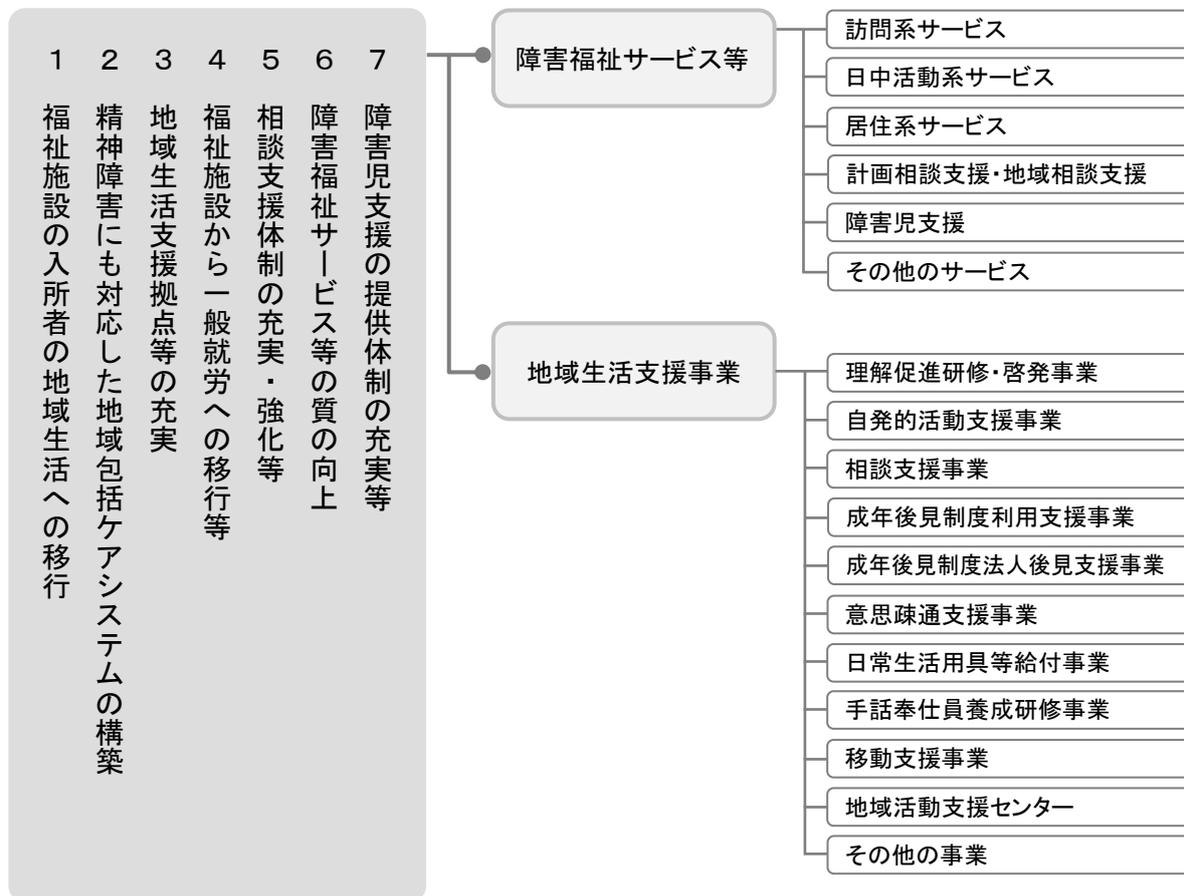
[基本施策]



■障害福祉計画・障害児福祉計画の体系

[基本目標]

[障害福祉サービス等の見込量]



2 障害者計画

基本目標 1 理解とふれあいに満ちた共生社会の実現

(1) お互いの理解の促進

- ・障害への理解を深めることを目的とした、より多様なメディアによる広報活動に努めるとともに、様々な場面や状況によって、障害のある人とない人が互いを知り、分かり合う機会の拡大に努めます。

(2) 意思疎通支援の充実

- ・渋川市手話言語条例（平成29年4月施行）のもと、障害のある人が円滑に情報を取得及び利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、コミュニケーション支援の充実を推進します。
- ・視覚等に障害のある人が、様々な情報の入手をしやすいするために、必要な支援の充実を図ります。

(3) 権利擁護及び差別の解消の推進

- ・障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害に関する周知・啓発等を通じて、障害に対する理解を促進するとともに、障害者差別解消法等をはじめとする障害のある人の権利擁護をめぐる関係法令の遵守に向けた取り組みを強化します。

(4) 障害者の虐待防止

- ・障害のある人の権利を守るため、「障害者虐待防止法」のもと、障害のある人への虐待を防止するための取り組みを実施します。また、障害のある人に対する虐待には迅速に対応し、適切な支援を行います。

(5) 福祉教育の充実と交流教育の推進

- ・学校、保育所・幼稚園・認定こども園、社会福祉協議会、福祉施設、その他関係機関が連携し、また市民同士の地域活動を通じた障害のある人との交流を促進し、地域全体での福祉教育を推進します。
- ・交流・ふれあい活動や地域での支え合い活動を通じて、障害及び障害のある人に関する市民の理解を深め、こころのバリアフリーを促進します。

(6) NPO・ボランティア活動及び障害者団体の支援

- ・地域でのボランティア活動の一層の活性化とネットワーク化を図るとともに、活動のための支援や環境整備を行い、ボランティアを必要とする人への情報提供に努めます。

基本目標 2 一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育

(1) 就学前療育の充実

- ・支援の必要がある子どもに対する適切な療育を充実するため、教育・福祉・保健・子育てなどの関係機関の連携を強化し、ライフステージを通じた相談支援体制の充実を図ります。

(2) 教育の充実

- ・地域の小中学校で、支援が必要な児童・生徒への適切な特別支援教育の推進に努めるとともに、障害のある子どもや発達に心配のある子どもの放課後の居場所づくりの推進に努めます。
- ・ノーマライゼーションの理念から、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向けてより一層、保護者や医療、福祉等の関係機関と連携し、個別の教育支援計画作成を普及させるなど、長期的視点に立ち、一貫した支援を行うことができるよう努めます。

基本目標 3 障害のある人がいきいきと参加しているまちづくり

(1) 雇用の促進と安定

- ・障害のある人の雇用の促進のために、就労に関する情報の提供・相談支援、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の機会の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後のフォローまで一貫した、きめ細やかな支援を実施します。

(2) 就労機会の拡大

- ・障害の種別や程度によって一般企業で働くことが難しい人にとっては、様々な就労の場を確保することが求められるなか、障害のある人が障害の特性や能力に応じて、多様な働き方ができるように、地域や事業者、福祉団体との連携、協力を得ながら、障害のある人が主体的に行動できる自立した就労の場としての福祉的就労の促進を進めます。

基本目標 4 支え合い、共に生きるまちづくり

(1) 相談・情報提供体制の整備

- ・ 障害のある人やその家族が、身近な地域で、その人の実情に合った的確な情報提供や相談支援を受けられるよう、障害のある人が相談しやすい体制の整備、充実を図ります。
- ・ 障害等により、情報を入手することが難しい人もいます。そのような人が必要な情報を入手できるように、媒体や伝達手段、表現、表示方法等を工夫し、多様な手法を用いて的確に情報を提供していきます。

(2) 障害福祉サービス等の充実

- ・ 障害のある人が、地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、それぞれの障害の特性や生活のしづらさに応じた各種サービスの充実や手当等の支給など、障害のある人の自立の助長とその家族等の負担や不安を軽減するための様々な措置を講じ、障害のある人の地域生活を支援します。
- ・ より質の高いサービスを提供するために、地域の障害福祉サービス事業所等との連携を密にし、必要な人材の育成を図ります。

(3) 生活安定施策の充実

- ・ 障害のある人の経済的支援を対象とする各種給付や助成事業を実施するとともに、関係機関との連携を図り、対象者に対する十分な周知に取り組みます。
- ・ 障害のある人や家族の高齢化が進む中で、障害の種別や程度にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、居住の場の確保に努めます。

(4) スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

- ・ 障害のある人の生活の質の向上を図るため、様々な生涯学習講座やスポーツ大会、文化活動等の取り組みを行い、社会的活動への参加促進を図ります。

基本目標 5 健やかで安心して暮らせる保健・医療

(1) 早期発見・早期療育体制の整備

- 子育て支援部門と教育部門が機能的に連携しつつ、保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携を強化し、子どもや保護者を支えるライフステージに応じた切れ目のない総合的な療育支援体制を充実します。

(2) 医療・リハビリテーションの相談体制の充実及び医療費の助成

- 障害のある人が身近な地域において、円滑に保健・医療のサービス、リハビリテーション等を受けることができる体制の整備を図るとともに、医療的ケアが必要な人、発達障害や高次脳機能障害のある人などが地域で暮らし続けていくための支援を進めていきます。
- 障害のある人の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉の関係機関が連携を強化し、ライフステージに応じた専門的な相談支援を行うとともに、障害のある人が地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、障害のある人の地域生活を支援する取り組みを充実します。

(3) 難病患者及び在宅重度障害者への支援

- 関係機関と協力し、難病患者や在宅で生活している重度の障害のある人の生活の質の向上を図ります。



基本目標 6 人にやさしい快適なまちづくり

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の推進

- ・障害のある人が、あらゆる分野において活動の場を広げ、自由に社会参加や交流を行うことができるように、建物や交通機関等のバリアフリー化の取り組みを進め、誰もが安全にかつ安心して生活することができるバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

(2) 交通・移動手段の整備充実

- ・障害のある人もない人も分け隔てられることなく安心して出かけることができ、また、暮らしていけるように、公共交通施設のバリアフリー化、公共交通機関等の移動手段の確保など障害のある人に配慮したまちづくりを推進します。

(3) 安全・安心のまちづくりの推進

- ・障害のある人が地域で安心、安全に生活できるよう、関係行政機関や障害者団体、地域住民の連携を強化し、防災・防犯に関する知識の普及や情報提供に努めるとともに、防災訓練の実施、障害のある人に対する適切な避難支援や安否確認を行える体制整備をはじめとした地域の防災・防犯対策の向上を図ります。



3 障害福祉計画

1 成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

本市の令和元年度末の施設入所者数は、146人であり、8人が令和5年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。また、入所者の削減については、2人削減することを目標とします。

	基準値 (令和元年度末の施設入所者数)	目標値 (令和5年度末)
入所施設から地域生活への移行者数	146人	8人
施設入所者数の削減見込み	146人	施設入所者数 144人
		施設入所者数の削減見込み 2人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて具体的な取り組みを展開する目標として保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催などの活動指標を定めます。

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	6回	6回	6回
精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	34人	39人	44人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	57人	58人	59人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人

(3) 地域生活支援拠点等の充実

地域生活支援拠点等について、令和2年度当初に圏域で8か所整備されており、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを目標とします。

目 標 値	
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回以上検証、検討

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点の設置か所数	圏域で設置済 (8か所)	圏域で設置済 (8か所)	圏域で設置済 (8か所)
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	1回以上	1回以上	1回以上



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

本市の福祉施設利用者のうち令和元年度の一般就労移行者数は6人です。

令和5年度の福祉施設から一般就労への移行者数を、令和元年度実績の6人から9人に増やすことを目標とします。それぞれ、就労移行支援における一般就労移行者数を3人から4人、就労継続支援A型における一般就労移行者数を2人から3人、就労継続支援B型における一般就労移行者数を1人から2人に増やすことを目標とします。

また、令和5年度における就労移行支援事業などを通じて一般就労に移行する人数のうち、6人が就労定着支援事業を利用することを目標とします。

加えて、就労定着支援による就労定着率が8割以上の事業所を、令和5年度末までに全事業所の70%以上とすることを目標とします。

①福祉施設利用者の一般就労への移行

	基準値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
	一般就労移行者数	一般就労移行者数
一般就労移行者数	6人	9人 (1.50倍増)
就労移行支援における一般就労移行者数	3人	4人 (1.33倍増)
就労継続支援A型における一般就労移行者数	2人	3人 (1.50倍増)
就労継続支援B型における一般就労移行者数	1人	2人 (2.00倍増)

②職場定着率の増加

目標値（令和5年度）	
就労定着支援事業の利用者数	6人 (67%)
就労定着支援事業の就労定着率	70%

(5) 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターの相談支援体制を拡充し、実施体制の充実・強化等を図ります。

目 標 値	
相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保	確保済・実施

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施	実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	12件	12件	12件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	6件	6件	6件
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	3回	3回	3回

(6) 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等の質の向上に向けた取り組みの実施体制を構築していきます。

目 標 値	
サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築	実施

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実施・1回	実施・1回	実施・1回
指導監査結果の関係市町村との共有	実施・1回	実施・1回	実施・1回

2 障害福祉サービスの見込量

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括 支援	人/月	118	121	117	122	123	124
	時間/月	1,978	2,014	2,185	2,064	2,079	2,095
生活介護	人/月	203	217	299	217	219	220
	人日/月	4,054	4,360	6,124	4,340	4,380	4,400
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	1	1	1	1	1
	人日/月	20	19	19	20	20	20
自立訓練 (生活訓練)	人/月	4	6	5	6	7	8
	人日/月	59	117	106	102	119	136
就労移行支援	人/月	18	19	10	16	18	17
	人日/月	286	306	189	272	306	289
就労継続支援 (A型)	人/月	33	40	53	45	47	48
	人日/月	678	789	1,099	900	940	960
就労継続支援 (B型)	人/月	201	201	209	207	209	210
	人日/月	3,625	3,642	3,899	3,726	3,762	3,780
就労定着支援	人/月	1	0	2	7	14	21
療養介護	人/月	18	18	18	18	19	20
短期入所	人/月	25	22	30	22	22	22
	人日/月	157	160	286	151	151	151
短期入所（福祉 型）	人/月				21	21	21
	人日/月				145	145	145
短期入所（医療 型）	人/月				1	1	1
	人日/月				6	6	6
自立生活援助	人/月	0	4	3	2	2	2
共同生活援助	人/月	107	115	119	120	123	125
施設入所支援	人/月	145	146	220	146	145	144
宿泊型自立訓練	人/月	5	3	3	3	3	3
計画相談支援	人/月	128	172	149	206	223	240
地域移行支援	人/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	11	17	21	16	19	22

※令和2年度のみ12月末時点

3 地域生活支援事業の見込量

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	事業数	3	3	3	3	3	3
自発的活動支援事業	事業数	5	5	5	5	5	5
障害者相談支援事業	か所	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センター機能強化事業	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施
地域自立支援協議会	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見制度法人後見支援事業	—	—	—	—	実施	実施	実施
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	253	166	54	253	253	253
手話通訳者設置事業	設置者数	2	2	2	2	2	2
介護訓練支援用具	件	7	2	1	2	2	2
自立生活支援用具	件	6	5	8	6	6	6
在宅療養等支援用具	件	11	11	12	13	14	15
情報・意思疎通支援用具	件	7	14	4	22	27	34
排泄管理支援用具	件	1,705	1,715	1,603	1,732	1,740	1,749
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	0	3	0	3	3	3
手話奉仕員養成研修事業	入門課程（人）	22	13	開催なし	14	14	14
	基礎課程（人）	5	14	開催なし	20	25	30
	フォローアップ講座（人）	9	17	開催なし	19	21	22
移動支援	実利用者数	76	75	50	76	76	76
	延べ利用時間	6,918	7,228	4,663	7,287	7,316	7,346
地域活動支援センター事業	か所数	2	2	2	2	2	2
	実利用者数	94	118	101	119	120	120
地域活動支援センター事業（他市町村利用）	か所数	4	4	4	4	4	4
	実利用者数	25	21	16	25	25	25

※令和2年度のみ12月末時点

4 障害児福祉計画

1 成果目標

本市においては、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保、自立支援協議会医療的ケア児支援部会の設置、医療的ケア児に関するコーディネーターの配置の各項目について確保・設置等がされています。

これらにより、障害のある子どもの支援の提供体制の維持と一層の充実を図ることを目標とします。

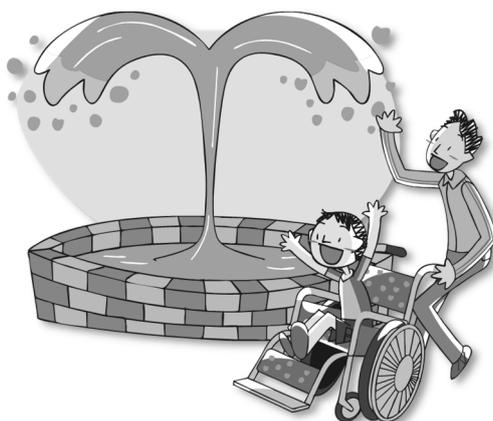
目標値（令和5年度末）	
児童発達支援センター設置	圏域で設置済 (1か所)
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	圏域で構築済 (2か所)
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	圏域で確保済 (1か所)
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	圏域で確保済 (1か所)
医療的ケア児支援のための協議の場	圏域で設置済 (1か所)
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置済 (3人)

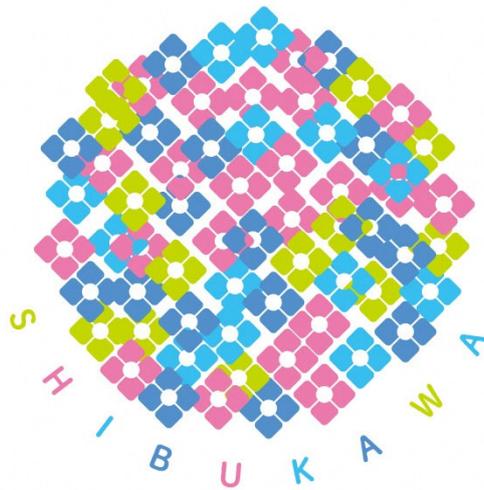
活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	0人	1人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	1人

2 障害児支援の見込量

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	31	48	48	62	69	76
	時間/月	332	576	618	744	828	912
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	85	85	130	111	122	133
	人日/月	1,215	1,519	1,594	1,776	1,952	2,128
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	2	2	2
保育所等訪問支援	人/月	0	0	4	2	2	2
	人日/月	0	0	4	1	1	1
福祉型児童入所支援	人/月	6	5	4	6	6	6
医療型児童入所支援	人/月	1	1	3	1	1	1
障害児相談支援	人/月	26	42	34	59	63	68
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	1	2	3	3	3	3

※令和2年度のみ12月末時点





共生社会実現のまち
渋川市

「第5期渋川市障害者計画・第6期渋川市障害福祉計画・第2期渋川市障害児福祉計画」の詳しい内容、各種の施策・サービス等については、下記までお問い合わせください。



第5期 渋川市障害者計画
第6期 渋川市障害福祉計画
第2期 渋川市障害児福祉計画

【概要版】

令和3年3月

発行 渋川市

〒377-8501 群馬県渋川市石原80番地

電話：(0279) 22-2111 (代表)

編集 渋川市福祉部地域包括ケア課障害福祉係